

# 第 1 章

## 総 論

# 第1章 総論

## 第1節 区の責務、計画の位置づけ、構成等

### 1 区の責務及び大田区国民保護計画の位置づけ

#### (1) 区の責務

区（区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、区の国民の保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、区の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 区国民保護計画の位置づけ

区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。

#### (3) 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画においては、区の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等の国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 計画の構成

区国民保護計画は、以下の各章により構成する。⇒体系図は別掲

第1章 総論

第2章 平素からの備え

第3章 武力攻撃事態等への対処

第4章 復旧等

第5章 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

資料編

### 3 計画の見直し、変更手続

#### (1) 区国民保護計画の見直し

区国民保護計画は、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、大田区国民保護協議会（以下「区国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

#### (2) 区国民保護計画の変更手続

区国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）

に協議し、議会に報告、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は行わない。

## 第2節 国民保護措置に関する基本方針

### （1）基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### （2）国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### （3）国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### （4）関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、近隣区市（神奈川県近隣市を含む。以下同じ。）並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

さらに、都が近隣県と行う情報共有体制や九都県市における相互応援体制の整備動向に留意する。

### （5）国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。併せて、区は自主防災組織及びボランティアへの支援に努める。

### （6）高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### （7）指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### （8）国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

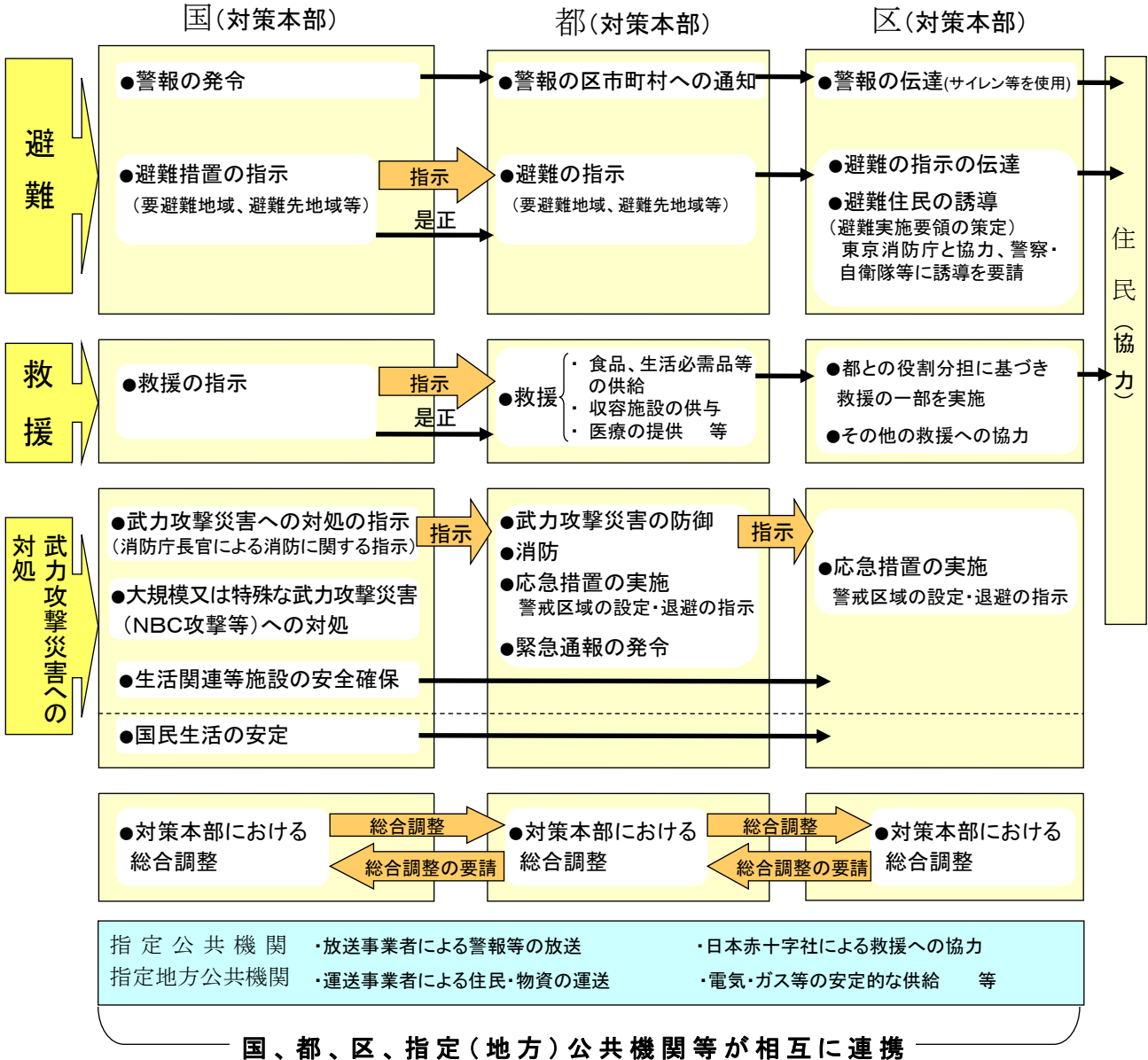
### （9）外国人への国民保護措置の適用

区は、日本に居住し、または滞在している外国人についても、国民保護措置の対象であることに留意する。

# 第3節 関係機関の事務または業務の大綱等

【国民保護措置の全体の仕組み】

## 国民保護に関する業務の全体像



【区、都および関係機関の事務または業務の大綱】⇒連絡先一覧を資料編に掲載

○区の事務

機関の名称	事務または業務の大綱
大田区	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民保護計画の作成</li> <li>国民保護協議会の設置、運営</li> <li>国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営</li> <li>組織・体制の整備、訓練</li> <li>警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> </ol>

大田区	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
-----	--

○都の事務（東京都国民保護計画より転載）

機関の名称	事務または業務の大綱
東京都	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の事務（東京都国民保護計画より転載）

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務または業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧

関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な救急の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

#### 【自衛隊】

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊作戦システム運用隊	

#### 【指定公共機関、指定地方公共機関】

機関の名称	事務または業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の 医療機関	医療の確保
河川管理施設、 道路、港湾、空港 の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運用の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

## 第4節 区の地理的、社会的特徴

### (1) 地形

区は、東京都のほぼ東南に位置し、東から東南にかけて東京湾に面し、西と南は多摩川を境として、神奈川県川崎市、北は品川、目黒、世田谷の各区と隣接している。

西北部の丘陵地帯と東南部の低地に2分され、丘陵地帯はいわゆる武蔵野台地の東南端にあたる。低地部は、海岸や多摩川の自然隆起と堆積によってできた沖積地と、それに続く埋め立て地からなる。

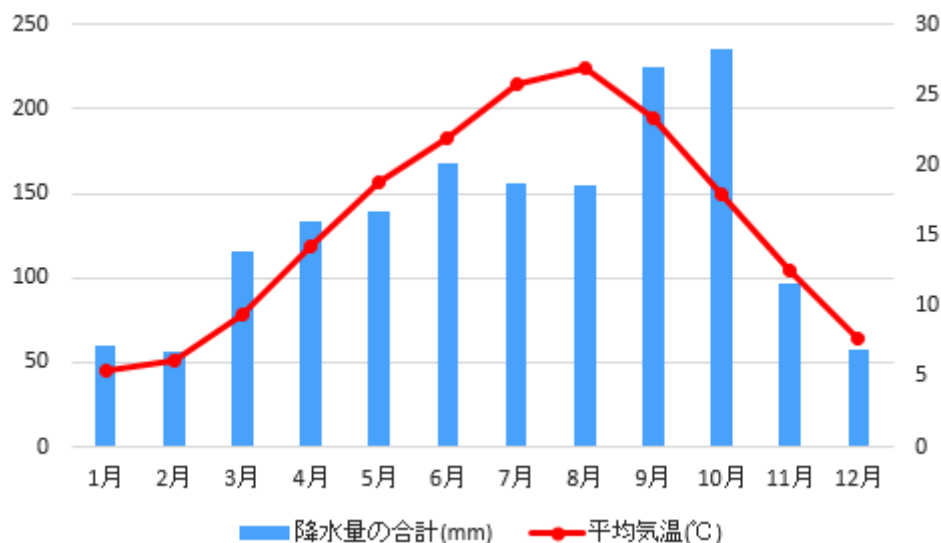
海拔は、田園調布付近が最高で43.7m<sup>(\*)</sup>、南東に向かって次第に低くなり、低地部の高いところで約5m、海岸線や埋め立て地では約1m。

面積は、約61.86k㎡（令和3年1月15日現在）。⇒地形略図を資料編に掲載

### (2) 気候

温帯気候に属しており、気温は年平均16度。降雨量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多い。

(\*) 津波対策事業における標高調査(平成24年度実施)による



気象庁HPデータを基に作成、観測地点は千代田区

### (3) 人口分布など

区の人口は、昭和 41 年頃に最高を記録し、その後減少に転じ、一時微増傾向を示した時期もあるが、昭和 62 年以降は、漸減傾向にあった。しかし、平成 8 年以降、再び漸増傾向に転じている。

住民基本台帳人口は 733,793 人、外国人登録者数は 23,895 人、世帯数は 400,489 世帯である（令和 3 年 4 月 1 日現在）。⇒**関連資料を資料編に掲載（町丁目別人口、年齢別人口、昼夜間人口）**

### (4) 商工業

大森・蒲田地区に代表される商業及びビジネス街、私鉄各駅周辺の地域に密着した商店街、臨海部埋立地の工場専用地域があり、区は「多様な顔を持つ産業のまち」といえる。南東部は、工場と住宅の混在化が特徴となる中、小規模でも高い技術力を持つ中小の町工場が展開し、優秀な製品を生産している。

⇒**関連資料を資料編に掲載（産業別事業所・従業者数、商業別商店・従業員数）**

### (5) 道路の位置等

幹線的な道路は、南北に延びて北は品川区、南は神奈川県川崎市につながっている国道 15 号線（第一京浜）、国道 1 号線（第二京浜）、東西に延びて東は平和島、西は目黒区に繋がっている環状 7 号線、また、東は東京国際空港、西は世田谷区に繋がっている環状 8 号線がある。

⇒**幹線道路図を資料編に掲載**

### (6) 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、JR、地下鉄、私鉄 2 線、モノレールがそれぞれ区内を通っている。駅の数 は 43 で、中でも JR 京浜東北線蒲田駅は一日の乗降客数 14 万人を超える。空港は、4 本の滑走路を有する東京国際空港（以下「羽田空港」という。）があり、国内線・国際線合わせて、一日約 22.3 万人の乗降客、約 1,200 回の離発着（令和元年度）がある。⇒**区内交通案内図を資料編に掲載**



(7) 消防

特別区の存する区域の消防行政は、都が一体的に管理している。

(8) その他

多摩川をはさんだ対岸の神奈川県川崎市とは、橋梁 6 カ所で結ばれている（上流から丸子橋・ガス橋・多摩川大橋・六郷橋・大師橋・横羽橋）。また、羽田～殿町間に 7 か所目となる「多摩川スカイブリッジ」が令和 3 年度末に開通する予定となっている。

⇒都県境 6 橋交通量概略を資料編に掲載

## 第 5 節 区国民保護計画が対象とする事態

(1) 想定する事態類型

区国民保護計画は、都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態 4 類型と緊急対処事態 4 類型を併せた 8 類型を対象とする。なお、これら 8 類型の特徴は、基本指針に記述されている。

また、本計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視していく。

事態	事態類型
武力攻撃事態	① 着上陸侵攻 ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃
緊急対処事態 (大規模テロ等)	① 危険物質を有する施設への攻撃 ・原発、石油コンビナート等に対する攻撃 ② 大規模集客施設（*）等への攻撃 ・ターミナル駅・空港・列車等に対する攻撃 ③ 大量殺傷物質による攻撃 ・炭疽菌、サリン等を使用した攻撃 ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃 ・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

（\*）ターミナル駅、大規模な商業施設、文化・スポーツ施設など不特定多数の人々が集まる施設

(2) NBC を使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC 攻撃「核（N:Nuclear）等または生物剤（B:Biological）若しくは化学剤（C:Chemical）を用いた兵器等による攻撃をいう。以下同じ。」が行われることも考慮する。

(3) 緊急対処事態に関する読替え

本計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- ・武力攻撃事態等対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- ・内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・国際人道法に関する規定
- ・赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- ・生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定